

清涼飲料水の規格基準の改正について

2020年1月31日に薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会が開催され、清涼飲料水の規格基準の改正について審議が行われました。審議は新たに食品安全委員会からの答申があった化学物質についてで、「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないものの成分規格」として「水銀、六価クロム」が、「ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うものの成分規格」として「水銀、六価クロム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸」が行われました。

その結果、それぞれの規格において、水銀は現行基準(0.0005mg/l)を維持、六価クロムは基準強化(現行 0.05mg/l ⇒ 改正案 0.02mg/l)、そしてクロロ酢酸(改正案 0.02mg/l)、ジクロロ酢酸(改正案 0.03mg/l)及びトリクロロ酢酸(改正案 0.03mg/l)は新たな項目として追加される見通しとなりました。

尚、上記項目と基準は、水道法における水道水質基準に規定されている項目、基準と同様であり、水道法においては、六価クロムの基準強化 2020年4月1日より適用されます。

当社は、清涼飲料水分析だけでなく、水道法第20条に基づく厚生労働大臣登録の水質検査機関、水道 GLP 及びISO/IEC17025 認定試験所として、長年の水質検査の実績があります。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料 [2020年1月31日付 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会資料](#)
環境検査箇所 貝森繁基

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. PFOA等の第一種特定化学物質への指定等に係るスケジュールの変更
2. 作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令等の施行等について
3. 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理の認定申請について
(株式会社かんでんエンジニアリング)
4. " (ゼロ・ジャパン株式会社)

PFOS 及び PFOA の水道法における位置付け変更

厚生労働省では、2020年2月19日に令和元年度第2回水質基準逐次改正検討会が開催され、PFOS 及び PFOA について話し合いが行われました。

ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)は、現在、水質基準等の体系の中で要検討項目に位置付けられており、情報・知見の収集に努めることとされています。水道水の原水から一定程度検出される状況が継続しており、当面、水質管理に注意を払っていくことが適当と考えられました。

このため、PFOS 及び PFOA について、パブリックコメント(提出締切日:2020年3月8日)手続き、厚生科学審議会生活環境水道部会を経て、次の見直しを行い、2020年4月1日から適用することが示されました。

- ・項目名を「ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)」に変更する
- ・暫定目標値をペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の量の和として、0.00005mg/L(=50ng/L)とする
- ・要検討項目から水質管理目標設定項目へ変更する

当社は、PFOS や PFOA の分析に対応しております。お気軽にお問合せ下さい。

資料 [2020年2月19日付 厚生労働省 令和元年度第2回水質基準逐次改正検討会資料](#)
分析技術箇所 長谷川知草

5. 生活衛生関係技術担当者研修会開催について(令和元年度)
6. 悪臭防止法・騒音規制法・振動規制法の施行状況
(平成30年度)
7. 「個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドライン」の策定
8. 「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について」に対する意見募集について
9. 六価クロムの給水装置の浸出性能基準改正適用日変更について
10. 水道法目標管理設定項目の農薬類における目標値の見直し



PFOS、PFOA とは？

有機フッ素化合物で撥水、撥油性があり、難分解性で安定しているため、コーティング剤や界面活性剤などとして様々な製品に使用されてきました。しかし、その安定性から環境中の残留性や生体中の蓄積性が問題視され、国内外で規制の動きがあります。

お問合せはこちら

